

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成26年4月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農業委員会委員の辞任同意願について

- 報告事項
- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
 - 報第 2号 基盤強化法の解約通知について
 - 報第 3号 使用貸借の解約通知について
 - 報第 4号 農地潰廃通報について
 - 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届け出について

その他

出席委員 34名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 巻 純 一 委員 |
| 3番 内 山 敏 雄 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 鶴 巻 俊 樹 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 嘉 藤 太加雄 委員 |
| 25番 佐 藤 裕 雄 委員 | 26番 阿 部 新一郎 委員 |
| 27番 星 野 英 治 委員 | 28番 藤 田 吉 則 委員 |
| 29番 渡 邊 一 英 委員 | 30番 原 正 利 委員 |

3 1 番 小 師 勉 委 員 3 2 番 目 黒 伸 一 委 員

3 3 番 山 田 佳 典 委 員 3 4 番 蒲 澤 正 委 員

欠席委員 1 名

3 5 番 小 林 六 一 委 員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 堀 雅 志

事 務 局 次 長 斎 藤 公 明

経営基盤係副参事 麦 倉 政 勝

経営基盤係主任 鈴 木 和 志

午前 9 時 3 0 分 開会及び開議

(午前 9 時 3 0 分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、定刻になりましたのでこれより定例総会を開会いたします。

ご案内のとおり今回選任委員として新たににいがた南蒲農業協同組合より、内山敏雄さんが選任されてございますので、ご紹介します。後ほどご挨拶いただきたいと思いますっております。

それでは、出席状況を申し上げます。定員 3 5 名のところ、現在員 3 5 名、出席 3 4 名、欠席 1 名で総会は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。7 番、阿部眞佐雄委員、3 0 番、原正利委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、にいがた南蒲農業協同組合推薦の選任委員が市長から辞令交付を受けられてございます。この方の議席番号、所属部会については、私にご一任いただけるかどうか、お諮りいたしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

異議なしと認め、私に一任いただきます。

それでは、内山敏雄委員の議席番号は 3 番、所属部会は第 1 調査部会と農政対策部会をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、そのように決定させていただきます。

内山委員は、3 番の席へご着席願います。

早速ですが、これより議事に入らせていただきます。

議第 1 号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

なお、3番、内山敏雄委員は農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

3番、内山敏雄委員、お願いいたします。

(午前9時43分 3番内山敏雄委員退席)

議長（野崎会長）

それでは、事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

議第1号の説明に入る前に、議案訂正のお願いと、あわせておわびを申し上げます。

議案の6ページをお願いいたします。一番上の7－2番でございます。右側の内容の欄でございますが、その中で年数が「10年」と記載をされておりますが、「9年」に訂正お願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

5ページをごらん願います。今月の申請は、新規設定14件、4万8,718.82㎡、再設定5件、2万970.48㎡、利用権移転1件、5,166㎡、合計では20件、7万4,855.3㎡であります。

それでは、戻りまして1ページの1番から順に説明をいたします。

1番は、東大崎2丁目地内の農地1筆、932㎡を新規により約1年間利用権設定するものであります。

続きまして、2番は中浦地内の農地28筆、1万1,373㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

続きまして、3番は葎谷地内の農地3筆、1,852㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

4番は、飯田地内の農地7筆、1万1,814㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

5番は、島川原地内の農地1筆、2,286㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

続きまして、6番でございます。6番は、上保内地内の農地2筆、1,962㎡を新規により7年間利用権設定するものであります。

7番－1は、下保内地内の農地1筆、882㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

8番は、籠場地内の農地30筆、4,234.82㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

3ページをお願いいたします。9番でございます。9番は、笹岡ほか地内の農地5筆、3,983㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

10番－1は、吉田地内の農地1筆、2,775㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

11番－1は、如法寺地内農地1筆、1,544㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

12番―1は、如法寺地内の農地1筆、1,561㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

13番―1は、吉田地内の農地1筆、2,972㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

続きまして、14番―1は金子新田地内の農地4筆、548㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の15番から4ページの16番、17番、18番及び20番の合わせて5件につきましては再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

19番は、森町地内の農地4筆、5,166㎡を2年間利用権移転するものであります。

6ページをお願いいたします。7番―2から14番―2までの枝番がついております6件、1万282㎡につきましては、農地利用集積円滑化事業で新規設定により、9年から10年間利用権設定するものであり、議案中の枝番1と枝番2は連動しておりますので、そのようにごらんいただきたいと思います。

なお、いずれも申請人の書類確認及び農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果報告を願います。

第3調査部会長は、坂井代理の隣に着席を願います。

4番、村井善一郎委員、お願いいたします。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてをご報告いたします。

第3調査部会では、4月25日午前9時から厚生会館第1集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件に対して意見決定を経て、午前10時50分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められています議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定14件、再設定5件、利用権移転1件、合計件数20件、面積にして7万4,855.3㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをしたいと思います。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午前9時52分 3番内山敏雄委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告いたします。

議第1号『農用地利用集積計画について』は、部会長の調査報告のとおり全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明いたします。

8ページお願いいたします。今月の申請は7件で、合計2万8,177㎡でございます。

それでは、戻りまして7ページの1番から順に説明をいたします。

1番は、東本成寺地内の農地1筆、323㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約62万円でございます。

2番は、貝喰新田地内の農地2筆、2,547㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり50万円であります。

3番、4番は、中曽根新田地内の農地1筆、247㎡と、同じく中曽根新田地内の農地1筆、201㎡を譲り受け人、譲り渡し人が相互の交換により取得するものであります。

5番は、名下地内の農地1筆、1,670㎡を譲り渡し人が離農するため、現在耕作をしている親戚である譲り受け人へ贈与するものであります。

6番は、塚野目6丁目ほか地内の農地24筆、1万8,020㎡を譲り渡し人が経営

の若返りで設定した使用貸借契約が期間満了するため、再設定をするものであります。

7番も同様に、上保内地内の農地4筆、5, 169㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約が期間満了するため、同じく再設定するものであります。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、贈与によるもの1件、交換によるもの2件、使用貸借によるもの2件、合計件数7件、面積2万8, 177㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積、機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明いたします。

9ページをお願いいたします。今月の申請は2件で、合計1, 247㎡であります。

1番、2番とも計画変更のみの申請であります。

1番は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、1, 000㎡をショールーム1棟、駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、旧第一中学校南側500m付

近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

2番は、同じく西本成寺1丁目地内の農地1筆、247㎡を社宅1棟、駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、1番の東側隣接地で、同じく都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、第3種農地と判断されます。

なお、2番につきましては、議第5号の1番で農地法第5条の許可が申請されております北側隣接地404㎡と一体利用したいものでございます。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認をし、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして2件、面積にして1, 247㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

10ページをお願いいたします。今月の申請は3件で、合計1, 037㎡であります。

この合計面積には、3番の取消し案件の面積は含まれておりません。

1番から順に説明をいたします。

1番は、籠場地内の農地1筆、707㎡を農家住宅1棟、農機具格納庫等1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、籠場工業団地南東200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

2番は、西本成寺2丁目地内の農地1筆、330㎡を分家住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、県央工業高等学校南西600m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

続きまして、3番は、分家住宅用地として平成16年5月19日付で農地法第4条許可を受けた月岡1丁目地内の農地1筆、415㎡の許可を取り消したいものです。場所につきましては、三条高等学校西側300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、第3種農地と判断されます。

この3番につきましては、4条許可を取り消した後、東側隣接地446㎡とあわせて、賃貸アパート1棟の用地として一体利用したいと、議第5号の4番で農地法第5条の許可が申請されております。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認をし、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていることを申し添えます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして3件、面積にして1,037㎡で、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後

に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

13ページをお願いいたします。今月の申請は9件で、合計8,145.72㎡であります。

それでは、戻りまして11ページの1番から順に説明をいたします。

1番は、西本成寺1丁目地内の農地3筆、404㎡を売買により取得し、議第3号の2番で説明させていただいた南側隣接地247㎡とあわせて、社宅1棟、駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万9,000円でございます。場所につきましては、旧第一中学校南側500m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、2番は、直江町4丁目地内の農地1筆、1,000㎡を売買により取得し、駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円であります。場所につきましては、国道8号直江町4丁目交差点より西側600m付近で、都市計画用途地域の工業専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

3番は、塚野目6丁目地内の農地3筆、93.64㎡を売買により取得し、墓地の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万7,000円でございます。場所につきましては、三条総合病院東側400m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

4番は、月岡1丁目地内の農地3筆、861㎡で、この中には議第4号の3番で取り消しの説明をさせていただいた西側隣接地415㎡を含みますが、使用貸借権設定により賃貸アパート1棟、物置、駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条高等学校西側300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、第3種農地と判断されます。

続きまして、5番は、大谷地地内の農地2筆、3,429㎡を賃借権の設定により、国土交通省発注の国道289号6号トンネル工事に伴う現場事務所2棟、資材置き場、駐車場の用地として平成26年5月21日から平成29年5月20日まで、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、大名橋右岸堤防隣接地です。農振農用地ではありますが、国道289号八十里越工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないと判断されます。

なお、本農地につきましては、昨年4月に五十嵐川災害復旧工事に伴う現場事務所等

の用地として、同じく一時転用許可をした農地でございます。

6番は、西中地内の農地9筆、596.08㎡を売買により取得し、東側隣接集合住宅2棟にお住まいの世帯の2台目用や来客者用及び近隣住民用の貸し駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約9,400円であります。場所につきましては、本成寺中学校南側隣接地で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

7番は、西大崎1丁目地内の農地2筆、1,447㎡を賃借権の設定により店舗、通路及び駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、農業体験交流センター西側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

13ページお願いいたします。8番は、袋地内の農地1筆、149㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車スペースの用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万3,000円であります。場所につきましては、JR東光寺駅東側800m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

9番は、新堀地内の農地1筆、166㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、市道新堀7号線を挟みまして、栄中学校の南側で、500m以内に2つ以上の教育施設等があることから、第3種農地と判断されます。

以上、9件につきましては、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして9件、面積にして8,145.72㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

それでは、第3調査部会長は自席へお戻りください。どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農業委員会委員の辞任同意願について』を議題といたします。

なお、13番、鶴巻俊樹委員、21番、阿部銀次郎委員は農業委員会等に関する法第24条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席を願います。

（午前10時12分 13番鶴巻俊樹委員、21番阿部銀次郎委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第6号『農業委員会委員の辞任同意願について』ご説明を申し上げます。

お手元の議案をお願いいたします。平成26年4月15日付で13番、鶴巻俊樹委員、21番、阿部銀次郎委員から、一身上の都合により、三条市農業委員会委員を辞任したい旨の辞任同意願がなされましたので、農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき同意を求めるものであります。

なお、農業委員会の同意議決は辞任の申出者を除く出席委員の過半数の賛成によって行うとございます。

委員が失職する時期は、選挙委員は農業委員会の同意があったとき、選任委員は農業委員会の同意を得て、選任権者である市長に提出した辞表が受理されたときでございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、ご発言のある方、ご発言を願います。

お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいまの説明のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

鶴巻俊樹委員、阿部銀次郎委員の着席を願います。

（午前10時14分 13番鶴巻俊樹委員、21番阿部銀次郎委員着席）

議長（野崎会長）

ただいま皆様方から同意をいただいたところでございますが、今までいろいろご指導いただきました鶴巻俊樹委員、阿部銀次郎委員から、それぞれ一言ご挨拶をお願いいた

したいと存じます。よろしくお願いいたします。

13番、鶴巻俊樹委員。

13番（鶴巻俊樹委員）

公選で3年、それから推薦で2年、計5年間この委員会の中でいろいろ学ばさせていただきました。現場で学んだこと、それから委員会の中で学んだこと、両方しっかりと生かして、地域農業のためにこれからも頑張っていきたいというふうに考えております。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

議長（野崎会長）

続きまして、21番、阿部銀次郎委員、よろしくお願いいたします。

21番（阿部銀次郎委員）

今ほどは、総会で辞任の大変ありがたいお言葉をいただき、ありがとうございました。

わずか2年でございましたけれども、私も公選で3期、議選で1期、今回で2回目でございますが、皆さんとこうして農業政策に携わりまして、私も久しぶりに農業委員にさせていただき、大分以前と変わったなというふうな感じがしておりますのでございますけれども、本当に厳しい農業行政の中でこれから皆さん方の職務はなお一層責任が重くなってくるというふうに私自身も思っておりますが、私も自分の立場で、また皆さんとともに一生懸命農業政策に取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

大変ありがとうございました。（拍手）

議長（野崎会長）

それでは、辞任されます2名の委員におかれましては、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

今阿部委員さんがおっしゃいましたように、相当若返った中ということで、我々未熟者の委員活動やってきてございました。そんな中で両名の方からいろいろご指導いただきましたことを、私代表いたしまして厚く御礼申し上げたいと思います。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より説明願います。

事務局（堀事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。5月26日午前9時から厚生会館第2集会室での会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日を予定しておりますので、お願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会したいと思います。

午前10時22分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議事録署名委員（ 7 番）

議事録署名委員（30 番）
